

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る 競争の促進に関する法律の概要

令和 6 年 6 月
公正取引委員会

- 我が国の**経済成長のエンジン**となるべき**デジタル分野での公正な競争環境を確保**することにより、**イノベーションを活性化し、消費者の選択肢の拡大**を実現する必要がある。
 - 重要な社会基盤であるスマートフォンのアプリストア等が寡占状態である中、デジタル分野の**成長に伴う果実**を、デジタルプラットフォーム事業者のみならず、スタートアップを含む関連する事業者が、**公正・公平に享受できる環境**を実現
- 先行するEUでは新たな規制が動き出しており、**日米欧三極のデジタル市場が足並みを揃えてデジタルプラットフォーム事業者に公正な競争を求めていく**ためには、日本市場でもデジタルプラットフォーム事業者に対峙するための**新たな法律の枠組みが必要**である。



【EU】デジタル市場法の本格的運用開始（本年 3 月）



【米国】司法省によるデジタルプラットフォーム事業者の提訴等の動き



【英国】デジタル市場の競争環境整備のための法案が成立（本年 5 月）

背景・趣旨

- スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態である。
- 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

法律の骨子

（１）規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する（指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）。

（２）禁止事項及び遵守事項の整備（事前規制）

特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）を定める。

（３）規制の実効性確保のための措置

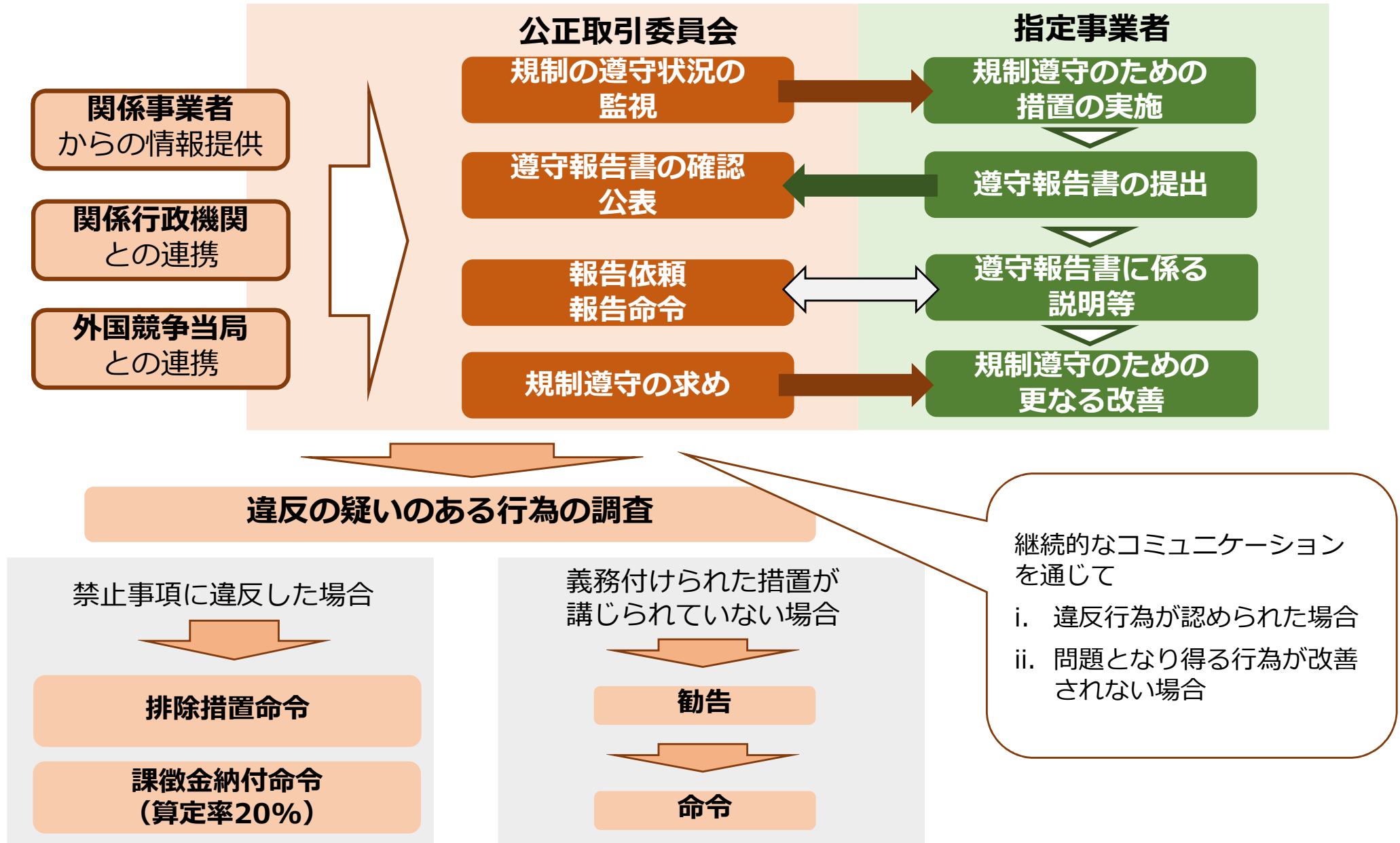
指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備する。

（４）施行期日

公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、一部の規定を除く。）。

(1) アプリストア間の競争制限	・アプリストアについて、自社のものに限定するなど、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない。（※ウェブサイトからのアプリの直接のダウンロードを許容することまでは義務付けない）【第7条第1号】 ※ただし、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合、当該措置を講じることができる（正当化事由）。
指定事業者以外の課金システムの利用制限	・他社の課金システムを利用しないことを条件とするなど、他社の課金システムを利用することを妨げてはならない。【第8条第1号】 ※正当化事由あり
アプリ内でのユーザーへの情報提供制限	・アプリにおいて、ウェブサイトで販売するアイテム等の価格や、ウェブサイトに誘導するリンクを表示することを制限してはならない。 ・ウェブサイトにおけるアイテム等の販売を妨げてはならない。【第8条第2号】 ※正当化事由あり
アプリ事業者に対する不公正な取扱い	・アプリ事業者によるOSやアプリストアの利用条件、取引の実施について、不当に差別的な取扱いや不公正な取扱いをしてはならない。【第6条】
(2) 指定事業者以外のブラウザエンジンの利用禁止	・自社のブラウザエンジンの利用を条件とするなど、他のブラウザエンジンの利用を妨げてはならない。【第8条第3号】 ※正当化事由あり
(3) 指定事業者のサービスのデフォルト設定	・デフォルト設定について、一般利用者が簡易な操作により変更できるようにしなければならない。【第12条第1号イ、第2号イ】 ・ブラウザや検索等について、他の同種のサービスの選択肢を示す選択画面を表示しなければならない。【第12条第1号ロ、第2号ロ】
(4) 検索における自社のサービスの優先表示	・検索結果の表示において、自社のサービスを、正当な理由がないのに、競争関係にある他社のサービスよりも優先的に取り扱ってはならない。【第9条】
(5) 指定事業者による不当なデータの使用	・指定事業者が取得した、アプリの利用状況や売上げ等のデータについて、他のアプリ事業者等と競合するサービスの提供のために使用してはならない。【第5条】
(6) OSにより制御される機能への他の事業者のアクセスの制限	・OSにより制御される機能について、他の事業者が、指定事業者がアプリにおいて利用する場合と同等の性能で利用することを妨げてはならない。【第7条第2号】 ※正当化事由あり
その他	・データの管理体制等の開示義務【第10条】 ・データ・ポータビリティのツール提供の義務付け【第11条】 ・OS、ブラウザの仕様変更等の開示義務等【第13条】

- 従来の独占禁止法の執行とは異なり、**指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める**新たな規制の枠組み



①ガイドラインの策定

- ・ 本法律において、指定事業者がセキュリティ確保等のために必要な措置を講じることができることとしているところ、その考え方の明確化を図るため、関係行政機関とも連携してガイドラインを策定予定

②関係行政機関との連携体制の整備

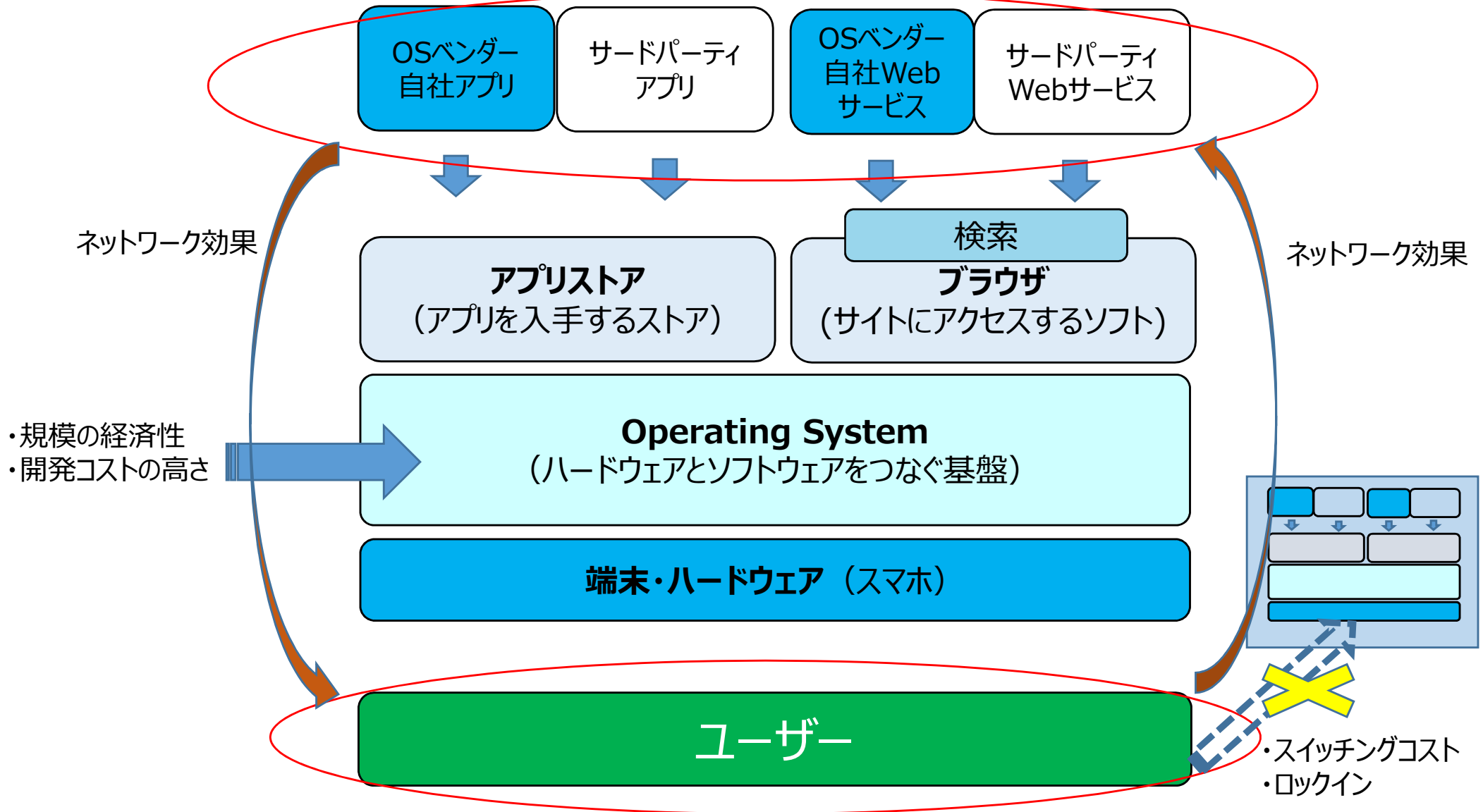
- ・ セキュリティ、プライバシー、青少年保護等の観点から、公正取引委員会が関係行政機関に対して意見を求めることができるとともに、関係行政機関は公正取引委員会に対して意見を述べるができるとする、関係行政機関との連携について規定
- ・ 新法の施行に伴うセキュリティ、プライバシー、青少年保護等に関し、公正取引委員会が関係行政機関と連携して円滑に対応するため、関係行政機関との連携体制を構築予定

③関係行政機関や関係団体との連携による更なる対応の検討

- ・ アプリストアが担うべきアプリ審査等について一定の指針を示すため、セキュリティの専門家団体等によるガイドライン等の策定
- ・ 代替アプリストアの運営事業者がセキュリティ確保等のために講じている措置やマルウェアの感染等のセキュリティインシデント情報などについての消費者に対する情報提供

参 考 資 料

- 利用者を惹きつけるアプリ等と呼び込みユーザーが増加、ユーザーが増加するとエコシステムに参加するアプリ事業者等がさらに増加する**ネットワーク効果**、使い慣れ等による**スイッチが困難**、高い開発コストによる**規模の経済**。
→ これらが**高い参入障壁**となり、少数のプラットフォーム事業者による**寡占構造**に。



- デジタル市場競争会議（議長：内閣官房長官）において、令和5年6月、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」を取りまとめ、公表。
- モバイル・エコシステムにおいて、セキュリティやプライバシーを確保しつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を受けることを目指す。
- 個々の問題に応じて、「事前規制」と「共同規制」のポリシー・ミックスで対応。

第1. エコシステム内のルール設定・変更

対応方針

1 OS、ブラウザの仕様変更等、検索のパラメータ等の変更	開示義務、問い合わせ等に関する体制及び手続の整備、政府によるモニタリング・レビューを導入
2 決済・課金システムの利用義務付け	決済・課金システムの利用義務付けを禁止。アプリストアのビジネスユーザーへの利用条件等（手数料含む）を公正、合理的かつ非差別的なものとすることを義務付け
3 信頼あるアプリストア間の競争環境整備	セキュリティ、プライバシーの確保等が図られているアプリ代替流通経路を実効的に利用できるようにすることを義務付け（※「ウェブサイトからアプリを直接ダウンロードすること」を認めることは義務付けない）
4 ブラウザ・エンジンの利用義務付け	ブラウザ・エンジンの利用義務付けを禁止

第2. プリインストール、デフォルト設定

1 プリインストール、デフォルト設定	デフォルト設定を容易に変更できるようにすること、ブラウザ、検索、ボイスアシスタントの選択画面を表示すること等を義務付け
2 検索サービスを利用した自社サービスの優遇	検索ランキングの表示において、自社のサービスを他社の同種のサービスより有利に扱うことがないようにする（※規律の在り方については検討）

第3. データの取得、利活用

- ①サードパーティのサービスに係る公に入手できないデータを、自社の競合サービスの提供に利用することを禁止
- ②データの取得、使用条件や管理体制の開示義務
- ③効果的なポータビリティの実施促進のための無償のツール等の提供を義務付け

第4. OS等の機能へのアクセス

OS等の機能への自社と同等のアクセスを認めることを義務付け

モバイル・エコシステム（スマートフォンにおけるOSを基盤とするアプリ等の市場）については、競争環境の評価に関するデジタル市場競争会議最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する。

スマートフォンアプリ等の市場の競争環境確保に必要な法制度を検討する。